

守谷市スポーツ協会売店等設置運営要項

1 目的

この要項は、一般社団法人守谷市スポーツ協会（以下「協会」という。）が主催する事業においてが設置する売店等（以下「売店」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

2 設置場所

設置場所は、各事業を実施する会場ごとに協会が定める。

3 設置期間

売店の設置期間は、各事業の開始日から最終日までとする。ただし、協会は、実情に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、協会は、実情に応じてこれを変更することができる。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、協会が決定する。出店規模は、1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、協会は、出店状況等を勘案し、実情に応じてこれを調整することができる。

6 経費負担

売店運営に要する経費は、出店者が負担する。

7 出店料

(1) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費相当分として、協会が別に定める出店料を負担する。

(2) 前号の規定にかかわらず、次のアからエのいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。

ア 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの

イ 行政機関等

ウ 災害支援特産品等を主たる販売品目として出店する者

エ ア～ウに掲げるもののほか、協会が特に必要と認めるもの

(3) 出店者は、出店料を協会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。

(4) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができる。

きない理由による時、その他特別な理由があると協会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 郷土物産品（アルコール飲料を除く。）
- (3) 飲食物（アルコール飲料を除く。）
 - ア 製造加工品
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置が取られ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの
 - イ 現地調理品
売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。
- (4) 宅配便
- (5) 災害支援特産品
災害被災地を支援するために販売する特産品等。ただし、(3)の条件を満たすものであること。
- (6) その他協会が特に必要と認めたもの

9 出店者条件

売店の出店者は、原則として次の(1)の条件のいずれかに該当し、かつ、(2)の条件の全てに該当する者で、協会が適当と認めた者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ア 申請時に1年以上、営業をしている者（飲食物調理出店においては店舗を有し営業許可を受けて営業している者）で、競技団体等の推薦があり、協会が必要と認めた者
 - イ 郷土物産品又は観光に係る関係団体等
 - ウ 災害支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
 - エ その他協会が認めた者
- (2) 次の条件の全てに該当する者
 - ア 事業開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店することができること。
 - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
 - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
 - エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間食中毒等における行政処分歴がないこと。

オ 申請書提出日時点において、市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

キ 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

10 運営設備等

出店に伴う設備品のうち、協会は次の表とおりの備品を用意する。その他必要な設備等（発電機，給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、協会の許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

区分	サイズ	長机	椅子
テント1張（横幕含む）	2間×3間	4台	4脚
テント0.5張（横幕含む）	1.5間×2間	2台	2脚
キッチンカー	2間×3間を目安	-	-

※ キッチンカーの場合は、原則として長机，椅子の準備はしないものとする。

11 出店者の運営の基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、教会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、管轄保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管，陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

エ 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液及び汚臭が漏れない構造で、耐水性材質により作られ、かつ、常時清潔を保持し、適切な方法により廃棄物を処理すること。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

12 出店申請

出店希望者は、協会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」、「売店出店概要書（様式第2号）」、「出店従業員名簿及び搬入車両予定表（様式第3号）」、「誓約書兼承諾書（様式第4号）」にその他必要な書類を添えて、協会に提出するものとする。

13 出店者の選定

協会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、協会は当該申請をした者を優先して選定する。

- (1) 売店の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協会が適当と認めた者

14 出店許可証の交付

協会は、出店者として選考した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、選定審査後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

15 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者については、協会から出店者として選定されたときは、当該住所地を所管する保健所にて許可申請を行い、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

ただし、大規模事業の場合は、協会がとりまとめて、一括して許可申請手続きを行う。

16 売店監督員

- (1) 協会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、協会関係者とし、現場を巡回して本要項に基づき売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

17 売店責任者

- (1) 出店者は、販売員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときには、直ちに協会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、売店の管理運営について販売員を指導監督し、販売等が適切に行われるよう努めなければならない。なお、食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行わ

れるよう十分配慮し，従業員の指導に努めなければならない。

18 禁止事項

出店者及び販売員は，次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し，又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立売り呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。
- (6) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (7) 過度の音量で拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし，協会が認めたときは，この限りでない。
- (9) 前各号に掲げるもののほか，大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

19 遵守事項

出店者及びその従業員は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 協会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は，出店者の責任の下に行い，発生したごみは毎日持ち帰り，環境美化に努めること。
- (3) 販売品には，関係法令等の定めるところにより，適切な表示を行い，販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は，販売品を表示する看板等を主体とする。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては，ブース前にごみ箱を設置し，容器，食べ残し等を回収する販売方法を取ることにすること。
- (6) 協会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては，区画内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には，協会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。なお，原則として搬入車両は，1売店1台とする。
- (8) 販売品等の搬入，陳列及び搬出は，大会運営に支障をきたさないよう，協会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 服飾は，清潔な衣服を着用し，協会が別途交付する ID カードを着用すること。
- (10) 接客に当たっては，おもてなしの心で，親切，丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあつては，食品衛生関係法令を遵守するとともに，管轄保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により，実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには，その指示に従うこと。

- (13) 協会が事業前に周知する説明を把握し遵守すること。
- (14) 従業員の変更，追加，削除等があった場合は，直ちに協会に報告すること。なお，変更，追加の報告の際には，当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (13) 関係法令等を遵守し，施設管理者，協会及び売店監督員の指示に従うこと。

20 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は，出店者の責任において行うものとし，火災，盗難，その他不可効力による災害に対しても，協会は一切の責任を負わないものとする。

21 事故発生時の対応

売店において，事件又は事故が発生したとき，売店責任者は，初期対応に当たるとともに，事業実施本部に直ちに連絡し，その指示に従うものとする。また，不審者並びに不審物を発見したときは，売店責任者は直ちに事業実施本部に報告するとともに，その指示に従うものとする。

22 許可の取消し

協会は，出店者が次の各号のいずれかに該当したときは，直ちに売店出店許可を取り消し，撤去命令を出すことができる。なお，この場合において出店者は，協会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が，虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，協会が売店の運営管理において不相当と認めたととき。

23 原状回復

出店者は，設置期間終了後，速やかに出店に要した物品等を搬出し，原状回復をした後，事業実施本部の検査を受けなければならない。この場合において，出店者が原状回復を怠ったときは，協会は当該出店者に代わってこれを行い，要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 損害賠償

出店者（従業員を含む）は，会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは，その損害賠償の責任を負うものとする。

25 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を協会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、協会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を協会に請求することができない。

26 その他

この要項に定めるもののほか、売店設置に必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。